

山形県立保健医療大学附属図書館学外者利用要綱

平成 12 年 4 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山形県立保健医療大学附属図書館利用規程第 27 条に基づき、同規程第 6 条第 3 号に定める者(以下「学外利用者」という。))の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(学外利用者の利用)

第 2 条 図書館を利用しようとする学外利用者は、学外利用者入館名簿に、氏名住所等を記載しなければならない。

2 図書の館外貸出を希望する学外利用者は、当該図書に次条に基づき交付を受けた利用カードを添えて係員に提出しなければならない。

(利用カードの交付)

第 3 条 利用カードの交付を受けることのできる学外利用者は次のとおりとする。

(1) 本学の卒業生

(2) 本学の実習施設に勤務する者

(3) 県内に住所を有する者又は県内に通勤もしくは通学する者

2 利用カードの交付を受けようとする者は、住所等を証明する書類を提示のうえ、「図書館利用カード申込書」を館長に提出し、利用者の登録をしなければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、申込書の記載事項に変更が生じたとき、又は利用カードを紛失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

4 利用カードの交付を受けた者は、毎年度「図書館利用カード申込書」を提出するものとする。

5 利用カードは、他人に貸与又は譲渡してはならない。

6 前 2 項に違反する行為によって生じた図書館の損害については、利用カードの交付を受けた者が負担しなければならない。

(検索データベース)

第 4 条 図書館所蔵の検索データベースについては、学内者の利用に支障のない範囲で、館長が認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。